

暦年課税制度 見直しの動向

贈与税は相続税の補完税としての役割を担っていますが、暦年課税においては毎年38万件ほどの贈与税の申告があり、贈与財産に対する贈与税の負担割合は約15.2%（直近5年間の平均値）となっています。また、相続財産への加算（生前贈与加算の規定）は、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人で、その被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた者に限定され、贈与税が相続税の補完税として十分に機能していないとも考えられます。

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっているとして、暦年課税のあり方について見直しを検討されています。

1. 令和3年度税制改正大綱による検討事項

「高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」としています。

2. 政府税制調査会の説明資料（第4回政府税制調査会 令和2年11月13日）

資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。

贈与者（取得者）は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。

主要国（米・独・仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

3. 近い将来改正されると予想される内容

政府税制調査会が検討している相続税・贈与税のあり方にあるように、資産移転の時期の選択に中立的な制度として、贈与財産を「一生を通ずる累積課税方式」とする場合の環境（マイナンバー制度や電子申告の普及など）が整いつつあることから、近い将来、贈与税の課税のあり方は大きく見直される可能性が高くなりました。

① 贈与税は相続時精算課税制度へ一本化する

贈与税を相続時精算課税制度に一本化することで、無申告、あるいは過少申告になっていた贈与財産の相続税の課税価格への取り込み効果が生じます。なぜなら、相続時精算課税を適用すると相続税の課税で取り戻されることによって、贈与税のいわゆる「時効」が効かなくなるからです。

② 暦年課税制度を残す場合には、生前贈与加算の制度の見直しが行われる

富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するために、生前贈与加算の対象者を、その被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた者が相続又は遺贈によって財産を取得したか否かに関わらず、対象者を拡大し、直系卑属（又は2親等内の親族）に対する贈与を生前贈与加算の対象とし、かつ、生前贈与加算の対象期間を大幅に延ばす（現行3年以内の贈与とされているのを10年以内の贈与とする）などの見直しが見込まれます。

③ 第三者への贈与について贈与税から所得税へ課税方法が見直される

生前贈与加算の対象とならない第三者への贈与については、贈与税ではなく所得税として課税する方法に変更することもあるかもしれません。

また、一体課税制度の構築に当たり、相続税の課税方式に見直しも検討されるかものかもしれません。現行制度では、遺産取得者課税方式となっていますが、遺産課税方式への抜本的な見直しの議論のきっかけになると予想されます。

（文責：山本和義）